

平成20年5月15日 交野市住民 森脇 榮一
淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5
[補足説明]

[洪水の越流で破壊されない堤防（越流可能堤防）整備について]

＊超過洪水対応の越流可能堤防は河川整備基本計画作成後に整備すべき＊

1. はじめに

標記は、「平成20年2月15日 交野市住民 森脇 榮一 淀川水系河川整備計画原案に対する意見－5」（第73回委員会の一般からの意見に掲載）により次の意見を述べた。

- ①「“したたか堤防”＝越流可能堤防（耐越水堤防）」は賛成であるが、・法制度・予算上等の問題があるので、河川整備基本方針に定める基本高水流量対応（ダム等流域貯留施設整備及び河道改修工事）後に超過洪水対策として整備する方向でなければならないこと。
- ②「越流可能堤防を先行実施、洪水調節ダム不要論」に対して、「越流可能堤防の河川管理施設等構造令に係る懸念」、「計画的に洪水氾濫を生じさせることの補償制度に係る懸念」及び「越流可能堤防の構造（安価で安全）と実施時期に係る懸念」があること。

私は第75、76回委員会の審議を傍聴できなかったもので、その後の経過について把握していないが、H20-5-5産経新聞「堤防強化なら3,650億円必要」の記事が報道された。

この報道に対して、標記の意見－5に私が記述した内容に委員及び一般傍聴者に誤解を招く記述があるので、補足説明をさせていただきたい。

2. 誤解を招く記述と補足説明

近畿地整は「対越流堤防」を整備した場合には、最大計3,650億円の費用を要するとしているのに対して、私は、表－1のとおり、越流可能堤防事業費が561億円（淀川河川事務所管内の河川）と誤解を招くことを記述した。

表－1を見ればわかるように淀川河川事務所管内の淀川大堰（9.6km）から上流の直轄区間内の堤防を堤防天端から裏法までの法覆工を、仮に単価2万円/m²とした場合に、どの程度の工事費を要するかを単純に試算したものである。これを越流可能堤防事業費と記載したことは失態であり、我が身を恥じているところである。

表－1. 越流可能堤防の法覆工の面積計算（淀川河川事務所管内）

1. 各河川の法覆工の必要長さ（a.表法は計画高水位から堤防天端高までの法面、b.堤防天端幅、c.裏法面、（法面及び小段）、d.法尻保護3mを見込む。淀川管内図の標準図による）

①淀川・宇治川 33m ②桂川 29m ③木津川 30m

2. 越流可能堤防の延長

①淀川・宇治川（淀川大堰9.6kmから宇治橋50.6km） 41km

②桂川（三川合流点から渡月橋） 18km ③木津川（三川合流点から加茂） 31km

3. 越流可能堤防の法覆工面積（1. × 2.）

①淀川・宇治川 33m×41,000m=1,353 千m² ②桂川 29m×18,000m=522 千m²

③木津川 30m×31,000m=930 千m² 合計 2,805 千m²

4. 越流可能堤防事業費

仮に法覆工単価＝2万円/m²とすると、越流可能堤防事業費は561億円となる。

言いわけになるが、「淀川水系河川整備計画原案に対する意見－５」の４頁に「越流可能堤防工事を実施するなれば、建設コストを下げて河川改修費の範囲で実施することになるので、不腐食布で法面を覆う等の安全な工法・素材等の検討を要するが良い答えが出るであろうか。」と記述している。

これは、淀川水系では猪名川の川西・池田地区や銀橋付近の狭窄部の河道改修や木津川上流部の河川改修の整備率が低い現状を念頭に置き、「越流可能堤防を先行実施」するのであれば、建設コストを大幅に低減させなければならないが、良い工法・素材等を開発できるかどうかを懸念した記述である。

後先になるが、これを具体的に理解していただくために、越流可能堤防を安く見積って法覆工単価＝２万円／ m^2 としても事業費は５６１億円となり、猪名川や木津川上流の河川改修整備状況を考慮すれば「越流可能堤防を先行実施」は実施困難であることを示したものである。

更に補足すると、私も堤防の洪水越水を単純な法覆工だけで対処できるとは思っていない。

洪水が越水して裏法を流下するに従い、次第に流速は早くなるので、堤防法尻及び堤内民地の洗堀防止工が必要である。

また、「耐越水堤防」を計画する場合には、堤防近傍の家屋の倒壊、農地の崩壊・農作物の流失を防ぐための裏法面における流速軽減対策工や、家屋等に対する流水力を緩和するために、堤防沿いの堤内地に水防林側帯を設けておかなければならない。

近畿地整計画の「耐越水堤防」の構造図を見ていないが、洪水の越流に対して安全な構造の「耐越水堤防」の事業費は、３，６５０億円を要するであろうと私も想像できる。

しかし新聞記事の幅１ｍの用地買収では、洪水の越水によって、堤防近傍の家屋は倒壊し、堤防から離れた家屋は浸水被害だけであるという被災のアンバランスが生ずる。

従って、河川管理者は公共費を同等に税負担する住民が、越流被災のアンバランスを生じないようにするため、洪水越水の流水力を緩和するための水防林側帯の幅広い用地買収を行なうべきであるので、事業費は３，６５０億円以上を要すると思われる。

３．「耐越水堤防」の事業費をなぜ今頃出すのか

建設省ＯＢである私が、「仮に法覆工単価＝２万円／ m^2 とすると、越流可能堤防事業費は５６１億円となる。」とする意見を出してしまった。

ダム反対グループがこれに着目して「ダムを造っても淀川下流で１９ｃｍしか下がらない。建設省ＯＢが５６１億円で越流可能堤防が出来ると言っているのだから、ダムを造るより耐越水堤防工事を先行させるべきである。」との意見を出される可能性がある。

この理由から河川管理者が「越流可能堤防事業費は５６１億円」を打ち消すために「耐越水堤防事業費は３，６５０億円」を提出されたのであれば誠に申し訳なく思う。

「耐越水堤防」は何度も言うが、異常洪水対応のために、河川整備基本方針に基づくダム等の流域貯留施設と河川計画高水流量による河道改修が完了した後で行なうべきと私は思っている。

将来、治水事業が完成した場合の話であるが、淀川水系で「耐越水堤防」を先行させて洪水調節ダムを建設しないことは、例えば、将来、木曽川は、１／２００の降水量で洪水氾濫が発生しないが、淀川は１／２００以下の降水量で洪水氾濫が発生することである。

淀川が1/200以下の降水量で洪水氾濫が発生した場合に、「耐越水堤防」により洪水浸水被害が軽減されたとしても、浸水被害を受けた沿川住民は納得するわけではない。

浸水被害を受けた淀川沿川住民は、必ず淀川水系と木曽川水系の治水計画のあり方を河川管理者に追求するであろう。

また、洪水の越水を前提とする治水計画であるとするならば、越水による浸水被害の補償制度も解決しておかなければならない。

従って、今回の河川整備計画において「耐越水堤防」を採用すべきではないので「耐越水堤防」実施の可否の判断のために事業費を積み上げる必要はなく、問題点・課題を整理することで充分である。

なお、耐越水堤防は全ての区間が完了しなければ治水目的を果たすことが出来ないので、早急に完成させる必要がある。

例えば、耐越水堤防事業費3,650億円を、例えば10箇年で完成させるには、1年に365億円となり、近畿地方整備局各事務所の河川改修費を節約しても越流可能堤防工事に投入することは出来ないであろう。

そうなると越流可能堤防を新規事業として予算要求しなければならないが、ダム事業を推進しないで、越流浸水補償に問題のある制度を大蔵省が認めることはしないであろう。

4. むすび

淀川の治水事業は、明治29年の淀川改良工事から、既往最大洪水により計画した堤防が、計画を上回る洪水によって破堤し、治水計画を見直すことが繰り返された。

昭和46年からは、1/200確率雨量による治水計画が策定され治水の安全度は飛躍的に高められることになった。しかし、地球温暖化の進行等による異常気象の影響を考慮した場合に、1/200確率雨量を上回る洪水が発生する可能性は充分にある。

そのような場合を考慮すれば、宮本委員長が提案された「耐越水堤防」構想は、優れた治水計画であるので反論するものではない。

しかし、淀川水系の猪名川・木津川上流河川や由良川・円山川等の治水施設の整備状況から現段階の河川整備計画で「耐越水堤防」事業を実施することには無理があるように思える。

我が国の産業・経済に重要な役割を担う淀川水系・木曽川水系等は「耐越水堤防」事業を実施することが出来る時代が早く訪れるように、河川管理者は各河川の治水事業を推進出来るように治水予算の確保等により一層、御努力を御願ひする次第である。

以上